



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 803 保安林予定森林 (森林整備課)
- 804 " (")
- 805 林業種苗生産事業者の登録の失効 (")
- 806 道路の区域変更 (道路保全課)
- 807 新道路の供用開始等 (")
- 808 道路の区域変更 (")
- 809 新道路の供用開始等 (")
- 810 道路の区域変更 (")
- 811 新道路の供用開始等 (")

○ 公告

争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)

○ 正誤

平成20年5月7日付け和歌山県報号外和歌山県告示第670号中

告 示

和歌山県告示第803号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字平瀬1767の1、1774の7、1774の8
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平瀬1767の1・1774の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第804号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字粟生字西大和杉987の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西大和杉987の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第805号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	氏名又は名称	住所	種	穂	苗木	木	名称	所在地
			採種	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成		

3192	朝本一郎	伊都郡かつらぎ町花園 久木3番地	○	○	○	○	朝本一郎	伊都郡かつらぎ町花園 久木3番地
------	------	---------------------	---	---	---	---	------	---------------------

和歌山県告示第806号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
		メートル			
東牟婁郡古座川町 大川字下モ裕60番 1地先から同町蔵 土字田ノ野33番3 地先まで	旧	11.40	}	82.50	
		25.60			
同上	新	34.40	}	80.00	
		48.00			

和歌山県告示第807号

平成20年和歌山県告示第806号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第808号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
		メートル			
橋本市学文路字雲 岩513番6地先から 同市学文路字雲岩 514番地先まで	旧	3.40	}	82.20	
		6.40			

同上	新	8.60 }	82.20	
		26.40		

和歌山県告示第809号

平成20年和歌山県告示第808号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第810号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の員		延長	備考
		メートル			
西牟婁郡すさみ町 周参見字入谷1035 番1地先から同町 周参見字入谷1047 番1地先まで	旧	4.60	}	58.19	
		7.90			
同上	新	9.20	}	58.19	
		12.60			

和歌山県告示第811号

平成20年和歌山県告示第810号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年6月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の

規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成20年5月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成20年6月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成20年6月5日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

正 誤

正 誤

平成20年5月7日付け和歌山県報号外和歌山県告示第670号 定置漁業漁場計画の表和定第12号の項中「11月1日」は誤りにつき「10月20日」に訂正する。

平成20年5月7日付け和歌山県報号外和歌山県告示第670号 特定区画漁業漁場計画(ひろめ養殖)の表和特区第220号の項中「田辺市新庄地町先」は誤りにつき「田辺市新庄町地先」に訂正する。

平成20年5月7日付け和歌山県報号外和歌山県告示第670号 特定区画漁業漁場計画(ひおうぎ垂下式養殖)の表和特区第406号の項中「田辺市新庄地先」は誤りにつき「田辺市新庄町地先」に、「内ノ浦に梅ノ木護岸北東端」は誤りにつき「内ノ浦梅ノ木護岸北東端」に訂正し、同表和特区第407号の項中「 $49^{\circ}-50'526m$ 」は誤りにつき「 $49^{\circ}-40'526m$ 」に訂正し、同表和特区第408号の項中「東牟婁郡太地町森浦」は誤りにつき「東牟婁郡太地町森浦地先」に、「 $233^{\circ}-09'51m$ 」は誤りにつき「 $235^{\circ}-30'47m$ 」に、「 $253^{\circ}-09'66m$ 」は誤りにつき「 $297^{\circ}-40'22m$ 」に、「 $235^{\circ}-19'100m$ 」は誤りにつき「 $296^{\circ}-50'75m$ 」に、「 $221^{\circ}-19'92m$ 」は誤りにつき「 $267^{\circ}-40'86m$ 」に訂正する。